

新型コロナウイルス感染症への措置対応 (第17報)

東京都など4都府県を対象に発出された3回目の「緊急事態宣言」は、実施期間が延長されるとともに、対象地域が6都府県に拡大されることになりました。

このような状況を踏まえ、下記の措置対応を継続しますのでお知らせします。

なお、今後の状況変化によって適宜見直しを行ってまいります。引き続き、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ

TEL 042-570-2626

フレッシュランド西多摩の臨時休館について

フレッシュランド西多摩では、緊急事態宣言による東京都からの休業要請に伴い、下記のとおり全館臨時休館します。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

期 間： 2021年4月26日（月）から緊急事態宣言終了まで

営業再開については、国や東京都の方針などを踏まえて決定します。

臨時休館に伴い、期間内に予定されていたイベントは中止します。

臨時休館中、体育館および集会施設（ふれあい館）の予約受付は行いません。

臨時休館中は、敷地（散策路など）の利用はできませんので、あらかじめご了承ください。

臨時休館に伴う施設使用料の還付について

臨時休館中の対象施設の予約分について、前納された使用料は全額還付いたします。

<対象施設>

- ・多目的施設（体育館）
- ・集会施設（ふれあい館）

臨時休館に伴う回数券の有効期限について

臨時休館に伴う浴場施設回数券の有効期限の取扱いについては、営業再開後、改めてお知らせいたします。